

共同生活援助事業所（介護サービス包括型）運営規定

[ロサ・プリムラ]

（事業の目的）

第1条 この規定は、有限会社あかしJOY（以下「事業者」という。）が開設するロサ・プリムラ（以下「事業所」という。）において実施する共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに、地域での生活を望む障害者（以下「利用者」という。）に対し、日常生活または社会生活における適切な支援を行うことにより、利用者の自立生活を助長することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ共同生活住居において、入浴、排せつ、及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定一般及び特定相談支援事業者、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業者の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

種 別	共同生活住居
名 称	ロサ・プリムラ
所在地	甲府市中小河原町5 6 6 番地3
構 造	木造2階建 延べ面積 232.26 m ²

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

管理者 [1名]

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

サービス管理責任者 [1名]

サービス管理責任者は利用者の共同生活援助計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等の業務のほか、事業所に対する指定共同生活援助の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導のサービスの内容の管理等を行うものとする。

世話人 [2 名以上]

世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

生活支援員 [2 名以上]

生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護を行うものとする。

(入居定員)

第 5 条 当事業所における入居定員は、10 人とする。

(指定共同生活援助の内容)

第 6 条 事業所は、利用者に対する相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、健康管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場との連絡・調整及び日常生活に必要な援助を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第 7 条 指定共同生活援助を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者には交付するものとする。

3 次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 家賃 36,000 円

(2) 光熱水費 12,000 円

(3) 食材料費 (平日祝：朝夕、土日：朝昼夕) 30,000 円

(4) 日用品費 2,000 円

(5) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 第 1 項及び第 2 項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第 8 条 利用者が指定共同生活援助の提供を受ける際は、重要事項説明書に記してある「利用にあたっての留意事項」を遵守するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 9 条 利用者について、病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第10条 指定共同生活援助の提供中に天災およびその他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第11条 利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定共同生活援助の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第12条 指定共同生活援助を提供した際は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第13条 管理者は、従業者の勤務体制を定めるとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6箇月以内
- (2) 継続研修 年1回

(衛生管理)

第14条 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、当該事業所の従業者でなくなった後においても同様とする。

2 事業所は、他の障害福祉サービス等に対して利用者及び家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第17条 指定共同生活援助の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市、当該利用者の家族に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第19条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者及び委員会を設置する
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その内容について事業所の従業者に周知する
- (3) 事業所の従業者に対し虐待防止のための研修を年1回以上実施する

(身体拘束等の適正化)

第20条 事業所は、サービス提供にあたり利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、同条第1項に掲げる緊急やむを得ない場合の事由により身体拘束を行わざるをえない場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、同条第1項及び第2項のほか、身体拘束等の適正化のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化を検討する委員会を定期的開催し、その内容について事業所の従業者に周知する。
- (2) 事業所の従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施する

(その他)

第21条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社あかしJOYと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

指定共同生活援助 ロサ・プリムラ

重 要 事 項 説 明 書

有限会社あかしJOY

指定共同生活援助 ロサ・プリムラ

重要事項説明書

あなたに対する指定共同生活援助の提供開始にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	有限会社 あかしJOY
所在地	山梨県甲府市住吉本町1407番地
電話番号	055-225-5373
代表者氏名	代表取締役 平嶋道治
設立年月	昭和56年9月1日

2 利用施設

事業の種類	指定共同生活援助（介護サービス包括型）
事業所の名称	ロサ・プリムラ
事業所の所在地	山梨県甲府市中小河原町566番地3
連絡先	電話番号 055-225-3903 ファックス 055-225-3904
管理者	平嶋伸江
サービス管理責任者	平嶋恵子
実施地域	山梨県甲府市
主たる対象者	知的障害者・精神障害者（身体障害者については要相談）
定 員	10名
開設年月日	令和4年 5月1日
事業所番号	1920103205

3 サービスの目的・運営方針

目 的	利用者が地域において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り適正なサービスを提供します。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

当事業所では、北海道条例の定める指定基準を遵守し、以下の施設・設備を設置しています。

(1) 施設

指定共同生活援助 ロサ・プリムラ	所在地	甲府市中小河原町566番地3
	構造	木造 2階建
	敷地面積	286.41㎡
	延べ床面積	232.26㎡

(2) 主な設備

設備の種類	部屋数等	備 考
指定共同生活援助 ロサ・プリムラⅠ	居 室	5 室 居室101 (8.72 ㎡) 居室102 (8.72 ㎡) 居室103 (8.84 ㎡) 居室105 (8.39 ㎡) 居室106 (7.78 ㎡) 全室個室になります。収納、室内物干し、フローリング
	食 堂	1 室
	リビング	1 室
	洗面所	3 か所 脱衣室1か所、共用部2か所
	トイレ	2 か所
	浴室	1 か所
	脱衣室	1 室
	洗濯室	1 室 洗濯機2台
指定共同生活援助 ロサ・プリムラⅡ	居 室	5 室 居室201 (8.72 ㎡) 居室202 (8.72 ㎡) 居室203 (9.09 ㎡) 居室205 (8.39 ㎡) 居室206 (8.39 ㎡) 全室個室になります。収納、室内物干し、フローリング
	食 堂	1 室
	リビング	1 室
	職員室	1 室
	洗面所	3 か所 脱衣室1か所、共用部2か所
	トイレ	2 か所
	浴室	1 か所
	脱衣室	1 室
	洗濯室	1 室 洗濯機2台

5 サービス提供職員の設置状況

当事業所では、法律の定める指定基準を遵守し、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 職員の配置数

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤 換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			1	
サービス管理責任者	2		1		1		
世 話 人	2	1	1			1.7	利用者数に応じた必要数
生活支援員	5			5		1.7	障害支援区分に応じた必要数

※常勤換算とは・・職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管 理 者	常 勤（フレックス制 コアタイム13:00～16:00）
サービス管理責任者	常 勤（フレックス制 コアタイム13:00～16:00） 非常勤（1日2時間程度）
世 話 人	常 勤（フレックス制 コアタイム13:00～16:00）
生活支援員	非常勤 早番① 7:00～ 9:00、早番② 7:00～11:00 非常勤 昼番①11:00～14:00、昼番②14:00～18:00 非常勤 遅番①16:00～20:00、遅番②16:00～22:00
施設職員	必要に応じて配置する場合があります。

6 サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

種類	内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事	世話人が栄養の嗜好や糖尿病等の健康状態を考慮して献立を工夫します。
排 泄	排泄に関する援助を行います。
入 浴	入浴に関する援助を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。
活 動 支 援	地域行事への参加を促進します。 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
健 康 管 理	主治医による定期的な診察等に協力し、利用者が医療機関に通院する際、必要によりその付き添い等について配慮します。本人による健康管理を支援します。また、緊急時は主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。 行きつけの医療機関が無い場合は契約医療機関又は系列社会福祉法人の協力病院等を紹介します。

入院等に 関する支援	入院時及び退院時等の相談支援、被服の用意、病院との連絡調整を行います。
---------------	-------------------------------------

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

種 別	備 考	金 額
家 賃	・ 補足給付あり ・ 生活保護受給者の家賃減免あり	36,000円
食材料費	平日祝：朝夕 土日：朝昼夕	30,000円
光熱水費	共用部分光熱水費、居室照明、空調電気料 * 高出力家電居室持ち込みは別	12,000円
日用品費	共用部品に係る日常生活費	2,000円
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費
合 計（おおよそ）		80,000円

※サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

(3) その他利用者の選択により提供するサービス

種 別	備 考	金 額
レクリエーション費	入園料、アトラクションチケット代等	実費
WiFi 接続料	WiFiに接続するためにかかる費用	1,000円
預り金管理費	利用者の希望や相談支援の内容により金銭を預かり適切に管理する費用	1,000円

7 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市（町・村）から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証を御確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6 サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目を御参照ください。

(3) その他利用者の選択により提供するサービス

上記「6 サービス提供の内容（3）その他利用者の選択により提供するサービス」の項目を御参照ください。

8 利用料金の支払方法

前記（１）（２）（３）の料金は、毎月２０日までに翌月分を以下のアイウのいずれかの方法でお支払いください。

ア 当事業所窓口での現金支払い

イ 下記指定口座への振込

山梨中央銀行 城南支店 普通預金21318

有限会社あかしJOY

代表取締役 平嶋 道治

ウ 金融機関口座からの口座振替

御利用できる金融機関：山梨中央銀行

9 利用者の記録及び情報の管理等

- （１）利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前９：００～午後５：３０です。

- （２）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市（町・村）及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

10 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者の かかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

1 1 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2 苦情処理体制

- (1) 提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置その他必要な措置を講じます。
- (2) 前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
- (3) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力致します。

(4) 要望・苦情等申立先

当事業所 相談窓口	・ 窓口担当者 [サービス管理責任者] 平 嶋 恵 子	
	・ 利用時間 10:00~16:00	
	・ 電話番号 055-231-8181	
	・ F A X 055-231-8117	
第三者委員	・ 苦情解決責任者 [管理者] 平嶋伸江	
	内藤 いずみ	電話番号 055-241-3258
	前島 守	電話番号 055-224-3062
甲府市障がい福祉課	・ 所 在 地 : 甲府市丸の内1-18-1	
	・ 電話番号 : 055-237-5640	

(5) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・ 窓口担当者 [社会福祉士・サービス管理責任者] 平嶋恵子	
	・ 利用時間 9:00~17:30	
	・ 電話番号 055-226-6580	
	・ F A X 055-226-6503	

1 3 協力医療機関

医療機関の名称	住吉病院
所 在 地	甲府市住吉4-10-32
電 話 番 号	055-235-1521

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、非常災害対策計画により対応いたします。
防災設備	・ 火災警報器 有 ・ 誘導灯 有 ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備 有 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 消火器 有 ・ カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・ スプリンクラー設備 有
平時の訓練	年 1 回、避難・防災訓練を行います。 利用者の方も参加して実施します。

1 5 当事業所御利用の際に留意いただく事項

- (1) 利用者の家族等の来訪は自由であるが、職員に申し出ること。また、緊急時等やむを得ない事情がある場合以外の深夜から早朝の時間帯（22時～7時）は住居への出入りを行ってはならないこと。
- (2) 利用者は、外出・外泊を希望する場合は申し出ること。
- (3) 貴重品は利用者の責任において管理すること。不安がある場合は世話人に預けること。
- (4) 利用者の私物は、居室で管理し、共用スペースに放置しないこと。
- (5) 住居内の設備、備品等は本来の用法に従って利用すること。また、これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償を求めることがあること。
- (6) 住居内での喫煙は認めないこと。指定の場所で喫煙し、消火確認すること。
- (7) 住居内での飲酒は指定された場所でたしなむこと。
- (8) 宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為、騒音、異臭など、他の利用者等に迷惑を及ぼすことを行ってはならないこと。
- (9) 利用者に対するほかの障害福祉サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合、必要な措置をとることができるものとする。
- (10) その他、利用者は入居にあたり利用契約書及び重要事項説明書並びに事業所管理者が必要と定めた事項を遵守すること。

令和 年 月 日

指定共同生活援助の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 指定共同生活援助 ロサ・プリムラ

説明者職名 管理者 氏名 平嶋伸江

私は、本書面に基づいて事業者から指定共同生活援助の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住 所 :

氏 名 :

印

身元引受人 兼 連帯保証人

住 所 :

氏 名 :

印

続 柄 :